

タイ商標法について

2014年12月 5日
2018年 2月21日改訂

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに

日本とタイは、600年にわたる交流の歴史を有しており、政治・経済・文化等の様々な面で友好関係を維持している。特に、経済面において密接な関係を築いており、タイから見ると日本は、貿易額・投資額・援助額において常に最上位に位置し、日本から見るとタイは、東南アジアにおける重要な生産拠点の1つであり、また市場となっている。

また、2007年4月には、日タイ経済連携協定（Japan-Thailand Economic Partnership Agreement, JTEPA）が締結され、同年11月から発行されている。さらに、バンコク日本人商工会議所の加盟企業数は、2014年4月時点で1552社に上っている。特に近年では、健康・安全志向の高まり等を背景に、日本の食品への関心が高まっており、タイの食品市場を開拓するためのセミナーが、ジェトロ盛岡の主催により開催されている（2014年10月27日）。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

《平成26年改正に関する情報》

2016年2月18日にタイ商標法改正案が可決され、4月29日付官報により公示された。この改正商標法は、公示から90日後の7月29日に発効した。

なお、連合商標制度は廃止された。

1. 登録できる商標について

(1) 標章とは

肖像、図案、図形、ブランド、名称、語、文字、数字、署名、色彩の組合せ、物体の形状またはこれらの結合（4条）

※改正商標法により音の商標が商標の定義に追加された.....

..... (全7ページ)

以上

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>:<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebookにつきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。